

## 茨城県最低賃金

平成14年10月以降茨城県の地域最低賃金が時間額に、また12月以降一部凍結となっている業種を除いて産業別最低賃金が時間額に一体化されました。

平成14年の茨城県の最低賃金は下表のとおりです。

これまで日額で賃金を設定していた事業場についても、その日額を1日の所定労働時間で除した時間あたりの単価が今回の最低賃金時間額を下回ると最低賃金違反となりますので、ご確認ください。また、1日の所定労働時間が8時間より短い労働者に対して、支払われる賃金額を低下させることは、労働基準法の規定に抵触することになりますので、ご注意ください。

なお、適用除外の場合もありますので、詳しくは当署第一・第二方面までお問合せ下さい。

日立労働基準監督署 電話0294-22-5187

### 地域別最低賃金

件名	最低賃金額		効力発生年月日
	日額(円)	時間額(円)	
茨城県最低賃金	5,167	647	平成14.10.1

産業別最低賃金(下記の業種に該当する事業場に働く労働者に適用されます。)

件名	最低賃金額	効力発生年月日
	時間額(円)	
鉄鋼業	745	平成14.12.25
一般機械器具製造業	737	平成14.12.29
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品、デバイス製造業	734	平成14.12.29
精密機械器具製造業	734	平成14.12.29
各種商品小売業	711	平成14.12.25

件名	日額(円)	時間額(円)	効力発生年月日
一般機械器具製造業 (繊維機械製造業を除く)	5,805	726	平成11.12.31
電気機械器具製造業	5,786	723	平成11.12.31

## 個別労働紛争事例

前回の日立労基協だより第5号(平成14年6月25日発行)に掲載した「個別労働紛争解決制度」によって、実際に茨城労働局が取り扱った事例の一部を紹介します。「個別労働紛争解決制度」とは、監督署が処理する以外の労働問題に関する労使間のトラブルを処理するための制度です。労使双方いづれかからの申し出によって運用します。「助言・指導」と「あっせん」にわかれています。

### 1 助言・指導例

普通解雇の正当性に関する紛争

事例	処理結果
申出人はパートタイマーとして働いているが、平成13年11月15日に解雇予告を受けた。 しかし、解雇理由が明らかにされず、また、解雇されるようなことをしたおぼえもないため、本制度の申出をおこなった。	解雇取り消しで和解

### 2 あっせん例

(1) 強引な退職勧奨に関する紛争

事例	処理結果
交通事故を起こした申請人に対する退職勧奨が本人の意思を無視した強引なものであったとして、金銭による補償を請求した。	双方の主張は平行線のままであったが、ある程度の誤解は解けたとして和解金を支払い合意